

議事日程第1号

令和7年第2回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和7年6月4日（水）

午前10時開議

開会の場所

錦江町役場本庁議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

1) 事務報告

2) 令和6年度錦江町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

3) 令和6年度錦江町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越
計算書の報告

4) 監査の結果報告

5) 陳情の受理等報告

日程第4 行政報告

1) 町長行政一般の事務報告

日程第5 議案第38号 令和7年度錦江町一般会計補正予算（第1号）について
（町長提出）

日程第6 議案第39号 令和7年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）について
（同 上）

日程第7 議案第40号 令和7年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第1号）について
（同 上）

日程第8 議案第41号 令和7年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第1号）
について
（同 上）

日程第9 議案第42号 錦江町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例
の一部を改正する条例について
（同 上）

日程第10 議案第43号 令和7年度塵芥車購入契約の締結について
(町 長 提 出)

日程第11 選挙第 6号 選挙管理委員及び同補充員の選挙

日程第12 発議第 2号 錦江町議会改革推進会議調査特別委員会設置に関する
決議について
(議 員 提 出)

散 会

令和7年 第2回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和7年6月4日
召集の場所 錦江町議会議場

出席議員	1番	木下巧大	
	2番	城下香代子	
	3番	宿利原洋一	
	5番	久保勇太	
	6番	落司道子	
	7番	染川金治	
	8番	小吉昭弘	
	11番	浪瀬亮祐	
欠席議員	9番	水口孝俊	
	10番	池田行徳	

職務のため出席した者

議会事務局長 菖蒲洋二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	新田敏郎		
副町長	有村智明		
教育長	鎌田広文		
総務課長	坪内裕二郎	住民生活課長	川路昭典
未来づくり課長	上吹越寿次	観光交流課長	池水国博
政策企画課長	高崎満広	産業建設課長	猪鹿倉勝志
介護福祉課長	笹貫新一郎	教育課長	白井寿子
健康保険課長	宮園守	農業委員会事務局長	坂口美智代
住民税務課長	濱田竜大	総務課財政管係長	今村学
会計課長	藤崎みずえ	総務課総務主査	小川弘晃
建設課長	船迫修一		
産業振興課長	木下勝幸		

令和 7 年 第 2 回 錦江町議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 4 日（水）午前 1 0 時 0 0 分

錦 江 町 議 会 議 場

	（開会・開議）
○浪瀬議長	おはようございます。ただいまから、令和 7 年第 2 回錦江町議会定例会を開会いたします。 ここで、欠席届につきまして、9 番、水口議員、10 番、池田議員から、本会議欠席の届けがありましたので報告いたします。 それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承ください。
	日程第 1 会議録署名議員の指名
○浪瀬議長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定により、3 番、宿利原議員、5 番、久保議員を指名いたします。
	日程第 2 会期決定の件
○浪瀬議長	日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 18 日までの 15 日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から 6 月 18 日までの 15 日間に決定をいたしました。
	日程第 3 諸般の報告
○浪瀬議長	日程第 3、諸般の報告を行います。閉会中における事務の概要は、お手元に配りました報告書のとおりであります。 次に、令和 6 年度錦江町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告が提出されましたので、お手元に配っております。ご承知置き願います。 次に、令和 6 年度錦江町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告が提出をされましたので、お手元に配っております。ご承知願います。 次に、監査委員から、令和 7 年 3 月 21 日、4 月 21 日、5 月 21 日実施の例月出納検査の結果報告書が提出をされましたので、写しをお手元に配っております。ご承知願います。 次に、本日まで受理した陳情はお手元に配りました陳情文書表のとおりとしますので、報告いたします。これで諸般の報告を終わります。
	日程第 4 行政報告

○浪瀬議長	日程第４、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありました。これを許します。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	おはようございます。６月議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。２月２５日から５月２５日までの主な活動について、ご報告申し上げます。 ３月７日は、昨年９月に開催された令和６年度鹿児島県茶品評会「深蒸し煎茶の部」で最優秀賞一等１席で、農林水産大臣賞を受賞された今隈幸一さんの祝賀会に出席しました。錦江町のお茶については、これまで平成３０年、令和元年に産地賞を受賞しておりますが、農林水産大臣賞受賞は初の快挙です。大根占の深蒸し茶産地づくりに貢献してこられた今隈さんの栄冠に心から敬意を表させていただきます。 ３月１３日は、田代中学校の１、２年生を対象に「錦江町のまちづくり」についてお話とワークショップをしました。錦江町の中学生向けのキャリア教育である「社会課題を発見し解決に向けて挑戦したり、他者と協働して解決策を探求したりする能力を育成するアントレプレナーシップ教育」の一環で実施したもので、目指すまちの姿や解決したい課題についてお話ししました。これから、生徒一人ひとりが半年かけて、それぞれのテーマに向け頑張るきっかけになればと思います。 ３月１４日は、ソラシドエアさんと包括的連携協定を締結して、昨年１２月１０周年を迎えたことから、これまでの事業報告とこれからの１０年の取組についての報告会を開催いたしました。空恋プロジェクトとして、飛行機に錦江町のイメージキャラクターをラッピングしたＰＲや東京都内での特産販売会、鹿児島純心女子短期大学を含めたコラボ商品開発、トレイルランニングなどのイベント協賛、双方の職員研修会の開催など、これまで様々な取組をしてきました。今後１０年の取組として、航空輸送を通じた錦江町特産品の首都圏販売やソラシドエアでつなぐ旅行商品の造成、官民連携の相互インターン制度など、さらに連携を強化しながら事業を進めていきたいと思います。 ３月１９日は、大隅半島ノウフクコンソーシアムと就労継続支援Ｂ型事業所ココハウスのご協力で、災害時の食料備蓄の一環として、ノウフク連携で作られた非常食で、レトルトのおかゆである「緊急救命 ７２時間おかゆ」２４０食を納品していただきました。これまでも災害時の非常食は備蓄していますが、人命を大きく左右する ７２時間以内に、アレルギーのある方や乳幼児から高齢者、外国人の方々が食材を気にせず食べられるものの備蓄が少なかつ

	たこと、この製品の内容容量 400 g のうち、含まれる水分量がおよそ 350 g と、避難生活に欠かせない水分を 1 食で摂取できること、加えて袋詰め作業に障がい者の方々が就労支援として参画していることなど、三方良しの商品であることから購入したものです。これからも多様な方々との共生社会づくりに取り組んでいきたいと思います。 3 月 30 日は東京で開催された関東鹿児島県人会連合会第 51 回大会に出席しました。「菓心まとはら」さんと一緒に錦江町特産販売ブースを設け、特産品の販売とともに、ふるさと納税への支援をお願いしました。さらに、ふるさと応援PR抽せんタイムでは、昨年開発した茶の実フレグランスオイルや醸造 2 年目となった花瀬ワイン、原製菓舗のひとくちげたんは、坂下水産のヒラマサセットなど、多くの商品のPRと抽選をさせていただきました。 4 月 27 日は、町内で特定技能外国人や外国人技能実習生として、産業や福祉を支えていただいている方々の交流会を開催しました。昨年 8 月に国際交流員として錦江町に赴任したアインさんが、外国人や町民、そして受入事業者の方々がさらにつながりを深めながら、錦江町暮らしを楽しんでいただこうと企画してくれたものです。当日はベトナムやインドネシアなどからの実習生など約 50 人と、日頃から日本文化の啓発や生活をサポートしてくださっている事業所の方々や住民の皆さん約 20 人が参加していただき、綱引きや水かけゲーム、バーベキュー、そして各国の民族舞踊等の披露などがありました。4 月 1 日現在で、町内にはベトナム、インドネシア、ミャンマー、カンボジア、フィリピン、ネパールなどから 83 人の特定技能や外国人技能実習生が来られていますので、いろんな文化を私たち日本人も学びながら、暮らしやすい日本、錦江町でありたいと思います。 5 月 8 日は、ペットボトルの資源循環水平リサイクルに関する協定締結式を役場で行いました。この協定は、「使用済みのペットボトルを原料として、新たなペットボトルを作る」というボトルからボトルへの「水平リサイクル」の実現を目指しておられる大塚製薬さん、豊田通商さん、熊本市リサイクル事業センターさんの三者から、協働による取組のご提案をいただき、協定締結に至ったものです。町民の皆さんが、しっかりと洗浄してくださったきれいなペットボトルをリサイクルへ回していただくという、日々の地道な取組と、さらに新たなペットボトルの再生につなげるという循環型社会に向けた取組の見える化を目指しています。さらに、今回の協定によって回収されたペットボトルを原料として再製造された容器は、製品化の過程で二酸化炭素の発生を 60%抑制できるということです。令和 5 年度のペットボトルの町内回収量は 25.9 t ですが、子どもから高齢者まで、町民一人ひとりの小さな取組が着実に地球環境の改善に役立っていることを誇りに思います。
--	---

	5月11日は、第30回関西大根占会総会に出席しました。新型コロナウイルス感染症流行の関係で、6年ぶりの開催となりましたが、関西一円から約40人の方々のご参加がありました。厚ヶ瀬優会長から、コロナ禍で連絡が途絶えてしまった方々もいらっしゃるということをお聞きしましたが、今回、何とか復活していただいたことに心から感謝申し上げます。この日も観光交流課の職員が錦江町の特産品を展示販売してくれ、また、それらを話題にしながら皆さんと錦江町の近況等を含め、楽しく懇談をさせていただきました。 以上、主な活動経過についてご報告させていただきました。これで行政報告を終わります。
	(新田町長 降壇)
	日程第5 議案第38号
○浪瀬議長	これで行政報告は終わりました。日程第5、議案第38号、令和7年度錦江町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第38号、令和7年度錦江町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 同議案につきましては、補正総額は2億791万8,000円の増額で、累計は81億7,423万8,000円となりました。 主な内容につきましては、歳出は、本庁舎非常発電装置改修工事費を1億7,000万円、農道平田線消防水利施設耐震化整備工事費を2,500万円、並びに神川新町住宅新築工事設計業務委託料を650万円、それぞれ増額するものでございます。 また、歳入につきましては、本庁舎非常用発電装置改修工事及び農道平田線消防水利施設耐震化整備工事等の財源として町債を1億8,570万円、財政調整基金繰入金を1,557万円、並びにデジタル実装型交付金を265万円、それぞれ増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから、質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入9款地方特例交付金から21款町債までと、歳出1款議会費から10款教育教育費まで、第2表繰越明許費補正及び第3表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○2番	はい。

城下議員	
○浪瀬議長	2 番、城下議員。
○2 番 城下議員	質問させていただきます。まず、予算書の 10 ページ、町債でございます。21 款 1 項 2 目、町債の衛生費でございますが、塵芥購入事業で 1,450 万円を、町債から一般会計へ組替えてございます。その理由を教えてください。 それから歳出でございますが、一緒に言ってよろしいですか。歳出でございますが、電算管理費ですね、2 款の電算管理費、2 款 1 項 8 目の 12、A I 相談システムの購入業務委託について、説明をお願いいたします。 それから、併せて、地方創生推進費の中で CLAIR 負担金というものが 48 万 4,000 円計上してございますが、年度当初で 12 万 2,000 円の計上がしてございます。当初とすると金額が 48 万 4,000 円でございますので、この中身についてご説明いただきたいと思います。以上でございます。
○新田町長	はい。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	城下議員のご質問にお答えします。まず、町債の組替えについては財政係長から、それから、A I につきましては介護福祉課長から、そして CLAIR 負担金につきましては政策企画課長からそれぞれ答弁させます。
○今村 財政管財係長	はい。
○浪瀬議長	財政管財係長。
○今村 財政管財係長	城下議員のご質問にお答えいたします。今回、環境整備事業債としまして、塵芥車の町債を 1,150 万減額しております。こちらにつきましては、当初予算計上時では、塵芥車の購入を過疎債を充てるという形で適債性の判断をしておりましたけども、今回、県との協議の中で、塵芥車につきましては、耐用年数が備品のため 3 年であるということが判明いたしまして、本来であれば、ごみ運搬車等につきましては対象になるんですけども、耐用年数の関係で、適債性がないということが判明した結果、今回の補正におきまして、一般財源で対応するというので、1,150 万円につきましては減額をさせていただくということになりました。以上です。
○笹貫 介護福祉課長	はい。
○浪瀬議長	笹貫介護福祉課長。
○笹貫 介護福祉課長	それでは、城下議員のご質問にお答えいたします。A I 相談のパートナーの業務の経緯でございますが、現在、うちの介護福祉課、福祉の業務で窓口相談、電話相談、多数ございます。その度に職員が記録を取って文字起こしをするのに、相当時間が長時間かかっております。それをサポートするため

	に、リアルタイムで文字起こし、要約といった機能を設けるシステムを導入することで、職員の業務効率化、または住民サービスの向上につなげていきたいと考えているところでございます。以上です。
○高崎 政策企画課長	はい。
○浪瀬議長	高崎政策企画課長。
○高崎 政策企画課長	城下議員のご質問にお答えいたします。CLAIR 負担金につきましては、国際交流員の窓口となっております一般財団法人自治体国際協会「CLAIR」と言っておりますが、ここの負担金でございまして、8月からミャンマーの方を新たに国際交流員として招致する予定ですが、その方の初年度分の年会費、損害保険に加え、渡航及びオリエンテーション負担金が含まれていることから、当初予算より負担金が多くなっているところです。 2年目からは年会費と損害保険のみとなりますので、今年度当初計上しました12万円ぐらいになるかというふうに考えております。以上です。
○2 番 城下議員	はい。
○浪瀬議長	2 番、城下議員。
○2 番 城下議員	詳しい説明ありがとうございました。窓口での AI の導入については、窓口対応をするのではなくて、それを記録をして残すためのものというふうに伺ったんですけれども、全ての介護、それから福祉窓口での記録をすると、ただ記録だけっていうことでしょうか。この説明については、当初予算の計上のときに、福祉課題等の相談を受け付ける際に利用するということで、AI 活用の相談、記録だけということですね。はい、分かりました。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	数点お伺いさせていただきたいと思います。歳出2款総務費、総務管理費でございます。14 節工事請負費でございますが、非常用の非発の件です。 先般、全協でもご説明いただきました。本庁舎の非発の容量を大きくするというご説明だったんですけど、ちょっと少しお伺いしたんですが、本庁の当然本部の防災機能の強化ということなんですけども、災害発生時にですね近隣の避難所もあるんですが、そういったところへの検討はちょっと今の段階だと難しいということだったんですが、工事が2か年にわたって及ぶというところもあるんですが、その中で少し何かこうもし工事の変更できるような可能性がもしあればですね、ちょっと教えていただければと思います。

	2点目です。ちょっと飛びます。6款農林水産費です。ちょっとこちらで2点です。ローカルベンチャー支援事業がございます。今年度の事業で募集予定の方を、1名減らされるということの減額と組替えということなんですが、ちょっとその経緯を教えていただければと思います。 同じく農林水産業費の6目の農道維持費で、平田線消防水利施設をされる2,500万の事業ですが、事前の説明で病院の今新設される手前の農道で消火栓も含めてちょっと整備をされるということでしたが、詳細を教えていただければと思います。 最後に10款教育費です。21ページです。4目文化財保護費です。旗山神社の大楠を介抱されるということで、以前、私もですねちょっとお問合せさせていただいて、宮司さんとお話しさせていただいた件かと思いますが、この事業は補助金という形なんですけど、事業主体はもう神社がされるという理解でよろしかったのか、ちょっと教えていただければと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。まず非常用発電の今後の変更の可能性については、総務課長から答弁させます。 それから2番目のローカルベンチャーの減額の経緯等については、産業振興課長から答弁させます。 それから、農道平田線の消火栓の関係については、工事の具体的な内容は建設課長から答弁させますが、先般、全員協議会のほうでもちょっと申し上げさせていただきましたが、緊急防災減災事業が今年度で最終年度になると。最終年度である中で、議員の皆様方からも、何とか全額充当の70%地方交付税という有利な財政措置があるということもあって、見直しをやっているという私も申し上げたところでしたけれども、その中でですね、今回、平田線については、側溝の改修とか路盤の正整とかそういった形での事業で一般財源扱いをしておりましたので、であるならば、消防水利の関係が消防水利基準の120mピッチでの消火栓を設置することによって、緊急防災減災事業債の適債性が見込まれると。そういった工夫といいますか、必要性があるので、財源を模索していったところが、緊急防災減災事業債に、本管を布設替えすることによって、また、消火栓をつけることによって、一般財源ではなく、緊急防災減災事業債でできるということを、担当課のほうでも調査してくれましたので、今回、改修をするところでございます。 工事の詳細は後ほど建設課長が申し上げますが、現在75mmの水道管がございますが、これは150mmに布設替えをし、耐震管を敷設した上で、それを埋設し、道路整備、それから側溝改修等を行う事業でございます。

	それから文化財保護費の旗山神社の事業主体については、教育課長から答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○浪瀬議長	坪内総務課長。
○坪内 総務課長	久保議員のご質問にお答えいたします。非常用発電装置の概要等につきましては、全員協議会で説明させていただきましたけれども、その中で久保議員からご提案のあった災害時に隣の総合交流センター等への電力供給を、余剰じゃないんですけども、そういった電力供給は考えられないかということだったんですけども、その際も申しましたけれども、もう一応実施設計も終了しております。併せて7月からもう条件付一般競争入札の公告に入ります。その中で設計変更となりますと、また期間も延びてしまいますし、併せて9月からですね、電力供給に関する部品がですね、単価が相当数上がるとい、単価が上がるということですね、今回はもうこの形で行かせていただけたらなと考えているところです。以上です。
○木下 産業振興課長	はい。
○浪瀬議長	木下産業振興課長。
○木下 産業振興課長	ご質問にお答えします。今回の補正の増減につきましては、久保議員がおっしゃられましたとおり、ローカルベンチャースクールで採択された地域おこし協力隊の人件費及び活動補助に関するものでございますけれども、まず本来ならですね、この人件費、報償費で支払うべきで予算もそこで組むべきだったんですけども、委託料のほうで予算組みをしておりましたので、人件費につきましては組替え分でございます。 また、当然3人の採択予定で予算組んでおりましたので、結果的に2人の採択でございましたので、その1人分が減額になった分、それと併せて、活動補助につきましても3人分組んでおりましたので、1人分の減額をしております。 それと、報償費組替えですので、増額になった分は委託料からの組替えというふうに計上しているところでございます。以上です。
○船迫 建設課長	議長。
○浪瀬議長	船迫建設課長。
○船迫建設 課長	久保議員のご質問にお答えいたします。工事の内容にいたしましては、現在敷設されている75mmの水道管を水圧が不足することから、150mmの水道管に布設替する工事でございます。そこで、当初予定していた農道平田線

	の舗装補修と側溝改修と同時にですね、錦江中学校前の町道桜町線に敷設してある 150mm の水道管から分岐を行い、97m の布設替えを行うものです。舗装補修や側溝改良と同時に水道管を敷設することで、一括した工事ができますので、工事費の軽減が図られると考えてございます。以上です。
○白井 教育課長	はい。
○浪瀬議長	白井教育課長。
○白井 教育課長	久保議員のご質問にお答えいたします。今回の大楠の保存につきまして、文化財の保存につきまして、必要があるときには、所有者、管理責任者に補助事業をすることができるとなっております。大楠につきましては旗山神社の所有となりますので、今回補助申請者は旗山神社となります。以上でございます。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	各々答弁いただきましたが、まず非発に関して、もうスケジュール、もう実際入札が近いということで承知いたしました。今後ですね、またこの減防債が、また今後の取扱いがどうなるかということなんですけど、もしまたこういう機会があったらですね、ちょっと併せて、もうこのどうしてもその避難施設のですねやっぱりこの強靱化というのは非常に重要かと思っておりますので、またちょっと機会を見つけてご検討いただければと思います。 2 点目のローカルベンチャーに関しては承知いたしました。また今年度もされるということですね、また引き続きですね、またそこはちょっとご質問させていただきたいと思っております。 平田線に関しては承知いたしまして、この水利に関してなんですけど、基本的に当然消火栓をまた新設をされるということなんですけど、病院とかの取水もこの配管でされるのかを併せてお答えいただければと思います。 旗山神社の大楠の件は承知いたしました。基本的には旗山神社、恐らく地区も含めてですけどされることで、承知いたしました。 あとすいませんちょっと追加で、先ほど城下議員がご質問いただいた件で A I の件で、ちょっと別の観点からのご質問なんですけど、今回主に介護福祉、包括での活用ということなんですけど、他の部署への横展開は、今回の事業ではまだご検討されないのかちょっとお伺いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	はい。久保議員のご質問にお答えします。まず医師会立病院の取水について

	ては、国道 269 号線側にある 75mmから取水をする予定としておりますので、それとは今回は異なっております。 それから A I の横展開につきましては、介護福祉課長から答弁させます。
○笹貫 介護福祉課長	はい。
○浪瀬議長	笹貫介護福祉課長。
○笹貫 介護福祉課長	久保議員のご質問にお答えします。今言われたように、他の課への展開というのは、今のところは当初のとおり、福祉、介護、包括のほうで考えておりますので、その結果を見て、横展開は、まず 1 階フロアの住民税務課、健康保険課、そこまで広げていければと思っております。以上です。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	平田線の件に関しては承知いたしました。A I 相談の件ですが、可能であればですね、今、介護福祉、包括ということですが、なかなか昨今の人手不足ももちろんそうなんすけど、やっぱり相談事が結構電話とかでも対応が長時間になるというふうなお話も聞いてますので、可能であれば今年度のこの導入を契機にですね、そういった窓口部署にもぜひまた導入の検討いただければと思います。はい。以上です
○浪瀬議長	ほかに質疑はありませんか。
○7 番 染川議員	はい。
○浪瀬議長	7 番、染川議員。
○7 番 染川議員	同僚議員の質問に関連して、農道平田線側溝改修もあるんですが、肝属医師会立病院の建設に伴って、肝属医師会立病院の敷地内の雨水を河上神社のあの線の鳥井戸のほうに流す計画を立てていて、ちょうど旧営林署跡地の前のほうが側溝が溢れて、大雨のときは民家が床下浸水をした経緯もある、何とかそれを改善してくれってということで、オーバーフローを別な方に流すようにしてたんですけども、この農道平田線の側溝は、病院の敷地内に降った雨水もこの平田線の側溝に流して、堂之元側のほうに行くのか聞かしてもらいたいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	染川議員のご質問にお答えします。平田線雨水の関係につきましては、病院の関係もございますので、政策企画課長から答弁させます。
○高崎	はい。

政策企画課長	
○浪瀬議長	高崎政策企画課長。
○高崎 政策企画課長	染川議員のご質問にお答えいたします。病院の排水対策につきましては、敷地内に降った雨等の雨水についてはですね、一旦、駐車場のところで溜めるような形をして、それから徐々に、議員がおっしゃいました、中鳥井のほうにですね流すような計画でございますので、今言われた平田線のほうにはですね、排水のほうは流す計画はございません。以上です。
○7番 染川議員	はい。
○浪瀬議長	7番、染川議員。
○7番 染川議員	駐車場に雨水は一旦溜めて、中鳥井線のほうに流すということですが、どれくらいの量を駐車場で一時溜めておくのか、容量をですね、どういう形で中鳥井線のほうに流すのか、もう時間雨量 100 mmも降るときに溜めるようなその容量があるのか、それを徐々にそれを流すようなあれができるのか、そこら辺も詳しいことを教えてください。
○高崎 政策企画課長	はい。
○浪瀬議長	高崎政策企画課長。
○高崎 政策企画課長	染川議員のご質問にお答えしますが、コンサルがそこ辺の時間雨量 50m m、100mm降ったときの計算をしておりますが、どの程度の水量をその水を駐車場内に溜めるのかということについて、ちょっと今、数字を持ち合わせておりませんので、後ほどまた回答させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
○浪瀬議長	7番、染川議員。
○7番 染川議員	そのコンサルの方に、再度、その確認をとるときには、コンサルは現状で、例えば時間雨量 100mm以上の大雨が降ったときに、それを溜めて中鳥井線のほうに流す、今までがどれくらいの大雨で民家に床下浸水を及ぼしたのか、そこら辺も多分そのコンサルは調査していないと思いますから、そこら辺の状況も近隣の人たちにもいろいろ確認しながら、分散させるような、大雨のときの雨水の分散型というのも、コンサルの方には検討してもらえなと思いますので、ひとつよろしく願います。
○浪瀬議長	ほかに質疑はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 38 号、令和 7 年度錦江町一般会

	計補正予算（第 1 号）についてを採決いたします。お諮りします。議案第 38 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号、令和 7 年度錦江町一般会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第 6 議案第 39 号
○浪瀬議長	日程第 6、議案第 39 号、令和 7 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	議案第 39 号、令和 7 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額は 7 万 9,000 円の増額で、累計は 13 億 6,364 万円となりました。 内容につきましては、歳出は総務管理費を、また、歳入は繰越金をそれぞれ 7 万 9,000 円増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	（新田町長 降壇）
○浪瀬議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 7 款繰越金と歳出 1 款総務費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 39 号、平成 7 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを、採決します。お諮りします。議案第 39 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号、令和 7 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第 7 議案第 40 号
○浪瀬議長	日程第 7、議案第 40 号、令和 7 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。

○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 40 号、令和 7 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額は 4 万 7,000 円の増額で、累計は 1 億 5,431 万 9,000 円となりました。 内容につきましては、歳出は総務管理費を、また、歳入は一般会計繰入金、それぞれ 4 万 7,000 円増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 4 款繰入金と、歳出 1 款総務費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 40 号、令和 7 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 40 号は原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号、令和 7 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり、可決されました。
	日程第 8 議案第 41 号
○浪瀬議長	日程第 8、議案第 41 号、令和 7 年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 41 号、令和 7 年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、収益的収入は 18 万円の増額で、累計は 1 億 6,767 万円、収益的支出は 27 万円の増額で、累計は 1 億 6,204 万 7,000 円となりました。 また、資本的収入は 12 万円の増額で、累計は 12 万 2,000 円、資本的支出も同様の 12 万円の増額で、累計は 3,681 万 1,000 円となりました。 内容につきましては、収益的収入は営業外収益を 18 万円増額するととも

	に、収益的支出は営業費用を 27 万円増額するものでございます。 また、資本的収入につきましては、基金繰入金を 12 万円増額するとともに、資本的支出は固定資産購入費を同額増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。収益的収入及び支出、収入 1 款水道事業収益と、支出 1 款水道事業費及び資本的収入及び支出の収入、1 款資本的収入と支出 1 款資本的支出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 41 号、令和 7 年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを、採決をします。お諮りします。議案第 41 号は原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号、令和 7 年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第 9 議案第 42 号
○浪瀬議長	日程第 9、議案第 42 号、錦江町農地及び農業施設災害復旧事業、負担金、徴収の条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 42 号、錦江町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 同議案につきましては、近年、頻発する局地的な豪雨等により、農地や農業用施設への被害が年々増加しており、災害復旧事業における農家の負担が増大していることから、同事業における受益者負担金を見直したいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから、質疑を行います。質疑ありませんか。
○ 8 番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8 番、小吉議員。

○ 8 番 小吉議員	今、町長から提案理由の説明があったわけですが、本当にこの頃ですね、台風あるいは豪雨災害、本当に農地を含めて災害が頻発しているわけですが、まずはですねこの受益者負担が 30%から 20%に軽減されると。これ大変ありがたいことだと、一農家を代表いたしましてですねお礼申し上げますけれども、大規模災害で去年、一昨年あったあれで、災害復旧費が大体 1 億ぐらいであったんじゃないかな、田代地区を中心に思ってるわけですが、この農家負担ちゅうのはですよ、あの時は 30%であったわけですが、何名ぐらいの方が災害に遭われてですね利用されたのか、そこら辺をまず教えていただきたい、分らんかな、お願いします。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	昨今の災害につきましては、非常に議員ご指摘のとおり多くなっておりまして、現在、公共災害を受けて繰越している事業も多々ございます。 これにつきましては、農家さんが単独で行う事業等について、これまで 30%だったものを、近隣との状況も鑑みながらですね、負担軽減を図る必要があるということで、今回ご提案したものでございます。 これまでこの災害分担金の件数が何件あったかは、もう大変恐縮ですが、担当課のほうにお尋ねいただければ、担当が資料をお持ちしてると思いますので、よろしく願いいたします。
○ 8 番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8 番、小吉議員。
○ 8 番 小吉議員	今、町長の答弁の中で、近隣市町とのいろいろ兼ね合いを説明されましたけれども、私もこの近隣市町ですね、今こういう災害復旧に対して、農家のこの 30%から 20%ちゅうのは、大隅管内の市町ではどんな流れでしょうか。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。詳細につきましては、建設課長のほうで答弁させます。
○船迫 建設課長	はい。
○浪瀬議長	船迫建設課長。
○船迫 建設課長	小吉議員のご質問にお答えいたします。大隅管内に限ってで答えたいと思います。各市町、農地災害復旧事業の負担金がばらばらでございま

	す。その中で、鹿屋市が農地災害に限ってでございます、受益者負担がですね、鹿屋市が 30%、垂水市が 50%、東串良町が負担なしです。肝付町が 100%、なお、お隣の南大隅町が 20%となっております。以上です。
○ 8 番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8 番、小吉議員。
○ 8 番 小吉議員	ここで気になるのはですね、法に基づく補助金の交付を受けた場合とあるわけでございますけれども、法に基づく補助金の上限額といいますか、そこら辺のところはどういう流れの法に基づく、災害指定とかなんとか難しいのはあるかと思いますが、そこ辺のところを教えてください。
○船迫 建設課長	はい。
○浪瀬議長	船迫建設課長。
○船迫 建設課長	農地及び農業用施設災害復旧事業においてはですね、暫定法という法律で決まっております。 上限額ということでしたが、災害復旧に係る採択条件がございます。ただ崩れただけでは採択にはなりませんので、その条件をクリアした中で申請を行っていきます。 田んぼにつきましては、田んぼの面積丸々で試算額を出すんですが、畑についてはですね、全国の限度額算定表というのがございます。そちらに基づいて、マックスどれだけしか出せませんよっていうのが決まっております。それに沿って、災害復旧の査定に臨むという形になってございます。以上です。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 42 号、錦江町農地及び農業用施設災害復旧事業負担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りします。議案第 42 号は原案のとおり決定することでご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 42 号、錦江町農地及び農業用施設災害復旧事業負担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 10 議案第 43 号

○浪瀬議長	次に、日程第 10、議案第 43 号、令和 7 年度塵芥車購入契約の締結についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 43 号、令和 7 年度塵芥車購入契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和 7 年 5 月 15 日に指名競争入札に付した令和 7 年度塵芥車購入事業につきまして、購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 43 号、令和 7 年度塵芥車購入契約の締結についてを採決します。お諮りします。議案第 43 号は、このとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 43 号、令和 7 年度塵芥車購入契約の締結については、このとおり、可決されました。
	日程第 11 選挙第 6 号
○浪瀬議長	日程第 11 選挙第 6 号、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。選挙管理委員には、壱崎紀男氏、濱崎明雄氏、窪和人氏、鮫島廣幸氏、以上の方を指名いたします。お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、壱崎紀男氏、

	濱崎明雄氏、窪和人氏、鮫島廣幸氏、以上の方が選挙管理委員に当選をされました。 次に、選挙管理委員補充員の指名を行います。選挙管理委員補充員には、今熊武朗氏、大山洋恵氏、浅井千幸氏、中村貢氏、以上の方を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、今熊武朗氏、大山洋恵氏、浅井千幸氏、中村貢氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選をされました。 次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序はただいま議長が指名した順序に従いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。
	日程第 12 発議第 2 号
	日程第 12、発議第 2 号、錦江町議会改革推進会議調査特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。本案について、提出者の趣旨説明を求めます。6 番、落司議員。
○6 番 落司議員	はい。
	(6 番、落司議員 登壇)
○6 番 落司議員	おはようございます。発議第 2 号、錦江町議会改革推進会議調査特別委員会設置に関する決議について、趣旨説明を申し上げます。 錦江町議会では、平成 25 年 3 月議会において議会基本条例を制定いたしました。本町議会において、この議会基本条例を議会運営の基本規範と位置づけ、開かれた議会、町民参加の議会、存在感のある議会、信頼される議会を築くことを目的として、議会改革に継続的に取り組んでいくために、引き続き本特別委員会を設置するものであります。名称につきましては、錦江町議会改革推進会議調査特別委員会とします。設置の根拠は、地方自治法第 109 条及び錦江町議会委員会条例第 6 条の規定によります。設置の目的は、議会改革に継続的に取り組むための調査を行うためです。委員の定数は、議長を除く全議員であります。 なお、閉会中の継続調査につきましては、委員長からの申出が原則であります。錦江町議会改革推進会議特別調査特別委員会は、設置と同時に調査が終了するまで、閉会中も継続して調査等を行うことができることとしま

	す。議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。
	(6 番、落司議員 降壇)
○浪瀬議長	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、発議第 2 号、錦江町議会改革推進会議調査特別委員会設置に関する決議についてを採決します。お諮りします。発議第 2 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、発議第 2 号、錦江町議会改革推進会議調査特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次回の本会議は明日 5 日でありますので、申し添えておきます。
	散会 11 : 06